

# 自由研削といしの取替え等業務特別教育 の開催について

一般社団法人白河労働基準協会

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条の規定により、事業主は、研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に労働者を就かせるときは、その労働者に対して安全のための特別教育を行わなければならないことに義務付けられております。

つきましては、このたび当協会が事業主に代わって、標記講習を下記により実施することといたしましたので、この機会に該当者の受講をお勧めいたします。

## 記

### 1. 日時・会場

日時	令和3年2月2日(火) 8:50 ~ 16:00	※開講前修了証用写真撮影有
会場	(一社)白河労働基準協会 白河市十三原道上3-17 新白河ビジネスパーク内	

2. 講習料 会員 9,790円 内訳：受講料 8,470円(税込) / 材料代 1,320円(税込)  
非会員 12,210円 内訳：受講料 10,890円(税込) / 材料代 1,320円(税込)

3. 定員 40名

4. 申込期日 令和3年1月25日(月)締切  
ただし、期日前でも定員に達した次第締め切ります。

5. 申込方法 裏面申込書に必要事項を記入し、講習料を添えて、協会事務局までお申込み下さい。

### (一社)白河労働基準協会

〒961-0829 白河市十三原道上3-17

TEL 0248-24-0961 FAX 0248-24-0950

銀行振込をご利用のときは、申込書をFAXで送信し、上記締切日までに下記口座あてにお振込みください。振込手数料は、貴社にてご負担下さい。

《振込先》 東邦銀行白河支店 普通 390240

一般社団法人 白河労働基準協会

6. その他
- ①受講申込書の現住所欄には、運転免許証に記載されている住所をご記入ください。
  - ②筆記用具をご持参ください。
  - ③実技がありますので作業着を着用してください。
  - ④所定時間終了後、「自由研削といしの取替え等業務特別教育 修了証」を交付いたします。
  - ⑤遅刻、早退、一時退出者には修了証を交付しません。
  - ⑥申込締切日を過ぎてからの受講取消の際は、講習料の払い戻しはいたしません。
  - ⑦ご不明の点は、協会事務局までお問い合わせ下さい。

自由研削といしの取替え等業務特別教育 受講申込書

(令和3年2月2日実施分)

フリガナ 氏 名	生年月日	住 所
	昭和 平成 年 月 日	〒 _____
	昭和 平成 年 月 日	〒 _____
	昭和 平成 年 月 日	〒 _____
	昭和 平成 年 月 日	〒 _____

上記のとおり \_\_\_\_\_ 名に受講料 \_\_\_\_\_ 円を添えて申込みます。

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

事業場名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

(一社) 白河労働基準協会長 殿

★受講料の支払い方法につき該当する項目に○を付けてください。

受講料 : 直接持参 ( 月 日 予定 ) ・ 郵送 ・ 銀行振込 ( 月 日 予定 ・ 済 )

【個人情報について】 ご記入の個人情報については、当教育講習以外の目的では使用いたしません。